

平成 29 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(平成 29 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 29 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 60 号 小城市職員の修学部分休業に関する条例でございますが、地方公務員法に基づき、職員の修学部分休業の実施に関し、基本となる事項を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、職員が公務に関する能力の向上に資するため大学等に修学する場合に、期間を定めて休業扱いにできるようにするものでございます。

次に、議案第 61 号 小城市職員の自己啓発等休業に関する条例でございますが、地方公務員法に基づき、職員の自己啓発等休業の実施に関し、基本となる事項を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、期間を定めて休業

扱いにできるようにするものでございます。

次に、議案第 62 号 小城市職員の配偶者同行休業に関する条例でございますが、地方公務員法に基づき、職員の配偶者同行休業の実施に関し、基本となる事項を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、職員の配偶者が外国に赴任等をする際、同行する場合に、期間を定めて休業扱いにできるようにするものでございます。

次に、議案第 63 号 小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院規則の一部が改正されたことにより、小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、育児休業等の期間の延長ができる特別な事由に、養育する子が保育所等に入所できない状態にあることを追加するものでございます。

次に、議案第 64 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部が改正されることに伴い、小城市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、所得税法に規定されて

います「控除対象配偶者」の定義や、「配偶者控除・配偶者特別控除」など関係規定の整備に併せた地方税法が改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 65 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、「子ども・子育て支援法施行規則」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部を改正する内閣府令により国の運営基準が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、保護者から教育・保育の提供を求められた場合に認定こども園等の施設が行う受給資格等の確認は、必要に応じて行うものとし、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、支給認定証と同一の事項が記載された通知により行うものでございます。

次に、議案第 66 号 小城市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、土地改良法の一部が改正されたことにより、小城市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、土地改良法第 113 条の

2 第 2 項が同法第 113 条の 3 第 2 項に変更になったことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、決算関係議案につきまして御説明申し上げます。

はじめに、議案第 67 号 平成 28 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 229 億 3,816 万 5,386 円に対しまして、調定額が 214 億 1,970 万 1,143 円、収入済額が 212 億 6,877 万 9,653 円で、不納欠損額は 835 万 7,945 円、収入未済額は 1 億 4,256 万 3,545 円となっております。収入未済額としましては、市税 1 億 2,811 万 1,591 円、分担金及び負担金 851 万 8,780 円が主なものでございます。なお、市税の収納率につきましては、前年度より 0.9 ポイント改善し、96.9%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 229 億 3,816 万 5,386 円に対しまして、支出済額が 206 億 7,875 万 460 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、5 億 9,002 万 9,193 円となっております。

次に、議案第 68 号 平成 28 年度小城市授産場特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 2,576 万 8 千円に対しまして、調定

額が 2,198 万 2,218 円、収入済額も同額となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 2,576 万 8 千円に対しまして、支出済額が 2,130 万 6,193 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、67 万 6,025 円となっております。

次に、議案第 69 号 平成 28 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 994 万 2 千円に対しまして、調定額が 988 万 8,713 円、収入済額が 985 万 3,929 円、収入未済額が 3 万 4,784 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 994 万 2 千円に対しまして、支出済額が 814 万 980 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、171 万 2,949 円となっております。

次に、議案第 70 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 24 億 2,455 万 9 千円に対しまして、調定額が 23 億 3,554 万 8,483 円、収入済額が 23 億 2,859 万 9,513 円で、不納欠損額は 22 万 8,580 円、収入未済額は 672 万 390 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 24 億 2,455 万 9 千円に対しまして、支出済額が 22 億 5,815 万 3,702 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、7,044 万 5,811 円となっております。

次に、議案第 71 号 平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 63 億 9,041 万 7 千円に対しまして、調定額が 62 億 196 万 1,254 円、収入済額が 60 億 175 万 5,353 円で、不納欠損額は 2,469 万 8,440 円、収入未済額は 1 億 7,550 万 7,461 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 63 億 9,041 万 7 千円に対しまして、支出済額が 60 億 8,035 万 9,198 円となり、歳入歳出差引歳入不足額 7,860 万 3,845 円を翌年度繰上充用金で補填いたしましたので、歳入歳出差引残額はございません。

次に、議案第 72 号 平成 28 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定でございますが、歳入につきましては、予算現額 4 億 9,962 万 6 千円に対しまして、調定額が 5 億 177 万 7,575 円、収入済額が 4 億 9,987 万 6,818 円で、不納欠損額は 2 万 5,800 円、収入未済額は 187 万 4,957 円となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 4 億 9,962 万

6千円に対しまして、支出済額が4億9,298万8,259円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、688万8,559円となっております。

次に、議案第73号 平成28年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定でございますが、はじめに、平成28年度の業務量について御説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より63戸増の6,845戸、年間有収水量は157万1,021立方メートルで、前年度より1.4%の減となっております。有収率は90.17%で、前年度より2.26ポイントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

営業収益は、2億6,286万4,365円で、前年度より0.9%の減、営業費用は2億2,403万1,663円で、前年度より2.2%の減となり、営業利益は3,883万2,702円となっております。

次に、営業外収益につきましては、1,177万5,221円で、前年度より5.1%の減、営業外費用は1,412万3,074円で、前年度より9.1%の減となっております。

特別利益14万7,617円は満期償還になりました地方債の償還金と購入価格の差額及び貸倒引当金戻入益かしだおれひきあてきんもどしいれえきとなっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた

当年度の純利益は3,663万2,466円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の総額は2億111万5千円で、地方債満期償還金の購入価格分などとなっております。

資本的支出の総額は8,053万2,646円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は9,283万4,219円となっております。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの7,283万4,219円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第74号 平成28年度小城市病院事業会計決算認定でございますが、はじめに、平成28年度の業務量について御説明申し上げます。

入院患者延数は23,280人で前年度より391人(1.65%)の減となり、1日平均患者数63.78人、病床利用率は64.43%となっております。外来患者数は、48,551人で前年度より602人(1.22%)の減となり、1日平均患者数は194.98人となっております。

次に、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

医業収益は、11億1,734万2,190円で前年度より2,747万1,934円(2.40%)の減、医業費用につきましては、11億8,668万1,158円で前年度より1,201万

3,725 円（1.00%）の減となり、医業損失は 6,933 万 8,968 円となっております。

次に、医業外収益につきましては、1 億 2,266 万 3,551 円で、前年度より 1,994 万 8,488 円（19.42%）の増、医業外費用は、2,765 万 5,211 円で、前年度より 88 万 1,034 円（3.09%）の減で、医業外利益は 9,500 万 8,340 円となっております。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は 2,566 万 9,372 円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、平成 28 年度は、オーダーリングシステム等の更新を行ったことから、資本的収入の合計は 3,893 万 1 千円で前年度より 1,593 万円（69.26%）の増、資本的支出の合計は 1 億 1,239 万 2,714 円で前年度より 7,815 万 3,014 円（228.25%）の増となっております。

以上、平成 28 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、平成 28 年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

そして、併せて、平成 28 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比

率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、補正予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 75 号 平成 29 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 3,408 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 214 億 4,693 万 9 千円とするものでございます。

第 2 表 地方債補正は、三日月ふれあい公園テニスコート改修事業、農地及び農業用施設災害復旧費を追加し、社会資本整備総合交付金事業（スマート IC 整備事業・合併特例債）、同事業（新設改良・合併特例債）、臨時財政対策の借入限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 2 款 総務費では、LED 防犯灯の設置補助件数を増加する費用、マイナンバーカード等の記載事項を充実する住民基本台帳システム改修費用などを計上しております。

第 3 款 民生費では、国民健康保険特別会計の赤字解消の費用のほか、過年度実施済みの各事業精算による国庫負担金等の返還金などを計上しております。

第 4 款 衛生費では、天山地区共同環境組合の地域振興対策事業の負担金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、玉ねぎ低温乾燥貯蔵施設を増設する補助金などを計上しております。

第 7 款 商工費では、小城公園の桜樹木の植え替え費用などを計上しております。

第 8 款 土木費では、スマートインターチェンジ整備内容の一部変更や開通式の費用、社会資本整備総合交付金事業（維持補修）、同事業（橋りょう補修）の一部追加などを計上しております。

第 10 款 教育費では、県の交付金を活用した小城明治維新 150 年記念事業の経費などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費では、今年 7 月の豪雨により被災した農地、農業用施設等の復旧に係る経費を計上しております。

第 12 款 公債費では、平成 28 年度の市債借入が確定したことに伴い、地方債償還金の元金、利子を計上しております。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、市債のほか、過年度精算や返還の諸収入、額の確定等による地方特例交付金、地方交付税、繰越金を計上し、財源調整として基金繰入金を計

上するものでございます。

次に、議案第 76 号 平成 29 年度小城市授産場特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 91 万 1 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,518 万 3 千円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、前年度決算に伴う繰越額の確定及び財源調整として一般会計からの繰入金でございます。

また、歳出では、日々雇用職員の配置の経費を計上するものでございます。

次に、議案第 77 号 平成 29 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額 811 万 4 千円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第 78 号 平成 29 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1,363 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,255 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、前年度決算に伴う繰

越額が確定したことによる一般会計繰入金及び公共施設整備基金繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

また、歳出では、人事異動等に伴う人件費、公共下水道事業費、東新町浄化施設管理費、公債費を計上するものでございます。

次に、議案第 79 号 平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 81 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 4,532 万 3 千円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、前年度決算に伴う繰上充用金が確定したことにより、赤字解消のための一般会計からの繰入金 7,860 万 4 千円を計上するほか、国庫支出金を減額するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者支援金等の額の決定及び繰上充用金の確定並びに平成 28 年度の退職者医療療養給付費等交付金返還金額の決定等により計上するものでございます。

次に、議案第 80 号 平成 29 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 769 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 916 万 7 千円とするもので

ございます。

補正の主な内容は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金が確定したことにより、補正するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、過年度保険料の還付金を計上するものでございます。

次に、議案第 81 号 平成 29 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ 30 万円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 2 億 9,001 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では、人事異動に伴う児童手当の増額分として営業外収益の他会計補助金を追加するものでございます。

収益的支出では、人事異動等に伴う職員の人件費の増額により、水道事業費用の営業費用を追加するものでございます。また、収支の調整のため予備費を減額するものでございます。

次に、議案第 82 号 平成 29 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ 780 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 13 億 1,613 万 1

千円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の追加と感染管理認定看護師の資格取得のための研修費用が必要となり、既定予算に不足が見込まれるため経費の中で組み替えるものでございます。

以上、平成 29 年度補正予算について御説明申し上げます。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{おおの}大野^{りょうこ}良子氏が平成 29 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告第 7 号について御報告申し上げます。

報告第 7 号 平成 28 年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、市営漁港整備事業が平成 27 年度と平成 28 年度の 2 箇年の継続事業で実施し、完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第 8 号 専決処分の報告についてござ

います。

内容といたしましては、平成 29 年 4 月 8 日、三日月体育館で、廊下が雨天時の湿気で結露していたことにより、当該利用者が足を滑らせて転倒し、負傷する事故が発生しております。その損害賠償について、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 29 年 7 月 6 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

次に、報告第 9 号 専決処分の報告についてでございます。

内容といたしましては、平成 29 年 7 月 28 日、市職員が小城市役所駐車場で草刈り機を使用して、除草作業をしていたところ、石を跳ね、駐車中の相手方の車両ドアガラスを損傷させる事故が発生しております。その損害賠償について、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 29 年 8 月 18 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につ

きましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。